

資料 1

江東区における医療的ケア児の現状について

令和5年10月18日

障害福祉部障害者支援課

(単位：人)

年齢構成（年齢基準日：翌年4月1日）						令和5年度内訳																											
						身体状況					医療的ケア内容										障害福祉サービス利用状況												
令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (9月末時点)	寝たきり	寝返り	座位保持	ずり這い	独歩	正常運動発達	人工呼吸器管理	気管切開の処置	酸素療法	吸引	ネブライザー等による薬液吸入	経管栄養	人工肛門ストーマ	導尿	インスリン	在宅レスパイト	医療型短期入所	後等デイサービス・放課	児童発達支援・放課	医療型児童発達支援	居宅訪問型	居宅介護	移動支援	居宅介護	相談支援	タ	医		
0歳	5	1	4	3	0																												
1歳	4	6	3	9	10	10					6	3	5	3		6					10	1	4		1		4	4	4				
2歳	13	4	8	5	9	5		4			6	3	3	3	2	6				9	1	6		1	2	5	7	7					
3歳	7	12	3	7	5	4		1			2	2	3	2	2	4				4	1	4				1	4	4					
4歳	6	7	11	2	5	2		3			3	2	2	2	1	5				4	3	5	1	1	1		1	4					
5歳	3	7	6	12	2	1	1				1		2									1			1								
6歳	3	3	7	6	12	4	1	4		3	3	2	4	4	1	10	1			7	5	10	1		3	4	10	7					
7歳	5	3	4	6	6	3		3			3	2	1	4	1	6				5	6	6		1	3	4	6	6					
8歳	2	4	3	4	6	3		3			4	3	2	3	1	5		1		6	5	6			5	5	6	6					
9歳	1	2	5	3	4	2		1	1		2	2	2	2	2	3		1		3	2	3			2	3	3	2					
10歳	4	1	2	5	3	2				1	2	2	2	2	1	2		1		2	2	2		1	2	2	2	2					
11歳	0	4	2	2	5	4		1			3	2	1	4	3	4		1		5		5			4	5	5	5					
12歳	2	0	3	3	2				1	1						1			1			1					1	1					
13歳	2	2	0	3	3	2			1		1	1	2	2		3		1		3	2	2			2	3	3	3					
14歳	0	2	2	0	3	1		1	1		2	2	2	1	1	3				2	2	1			2	2	2	2					
15歳	0	0	2	2	0																												
16歳	0	0	0	2	2	1			1		1		1	1		1				1	1	1			2	1	1						
17歳	3	0	0	0	2	1		1								1		1			1	1			2		1	1					
18歳	1	2	1	0	0																												
合計	61	60	66	74	79	45	2	21	1	8	2	39	26	32	33	15	60	1	6	1	61	32	58	2	5	31	39	56	54				

割合	57.0%	2.5%	26.6%	1.3%	10.1%	2.5%	52.7%	35.1%	43.2%	44.6%	20.3%	81.1%	1.4%	8.1%	1.4%	82.4%	43.2%	78.4%	2.7%	6.8%	41.9%	52.7%	75.7%	73.0%
----	-------	------	-------	------	-------	------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	------	------	------	-------	-------	-------	------	------	-------	-------	-------	-------

東京都医療的ケア児支援センター区部

- 区部：東京都立大塚病院内

☎ 03-3941-3221
(豊島区南大塚二丁目8番1号)

- 多摩：東京都立小児総合医療センター内

☎ 042-312-8164
(府中市武蔵台二丁目8番地29)

○ 相談受付：月～金曜日 9時～17時（祝日・年末年始除く）

○ 相談方法：専用電話・WEBお問合せフォーム

○ 利用対象者：都内在住の医療的ケア児やご家族、支援者、
区市町村、関係機関など

○ 業務内容：医療的ケア児・そのご家族等に対する相談支援
区市町村、関係機関等への情報提供、連絡調整



リーフレットPDFデータ
ダウンロード先は福祉保健局HPから



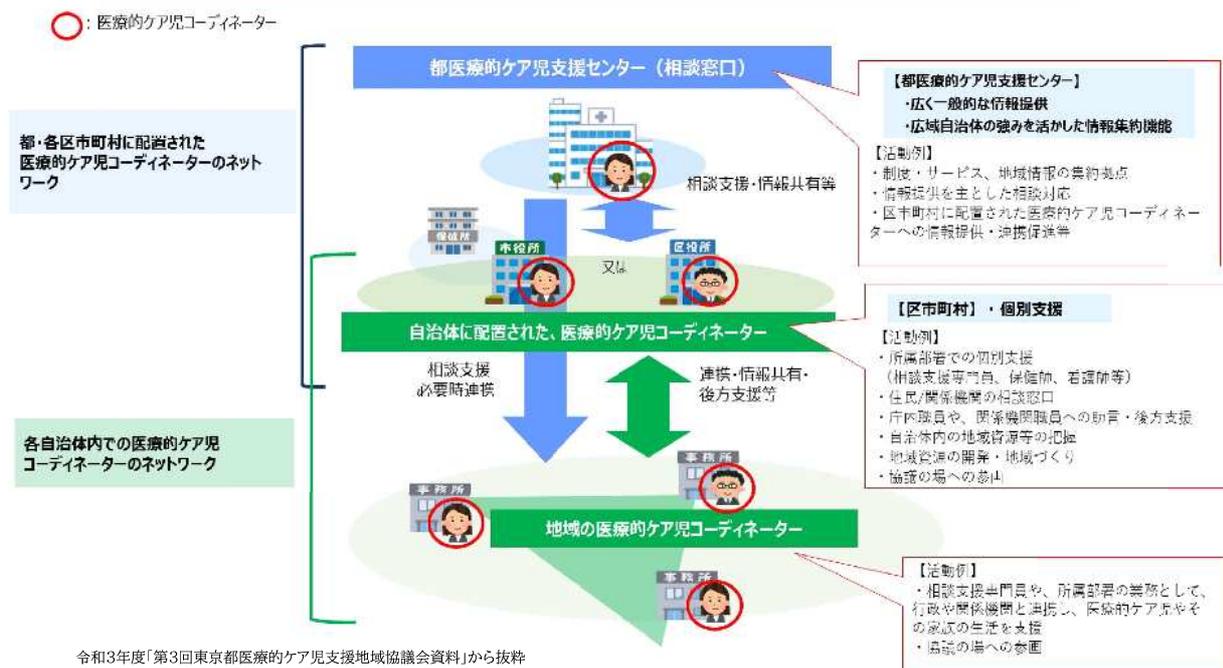
『東京都医療的ケア児
支援ポータルサイト』
でご検索ください
(支援のご案内、相談
窓口やライブページ
ごとの支援について)



東京都における医療的ケア児支援センター事業（令和4年度）

令和 4年 6月 2日
東京都福祉保健局

医療的ケア児支援センターと医療的ケア児コーディネーターの連携のイメージ



医療的ケア児（者）への支援について



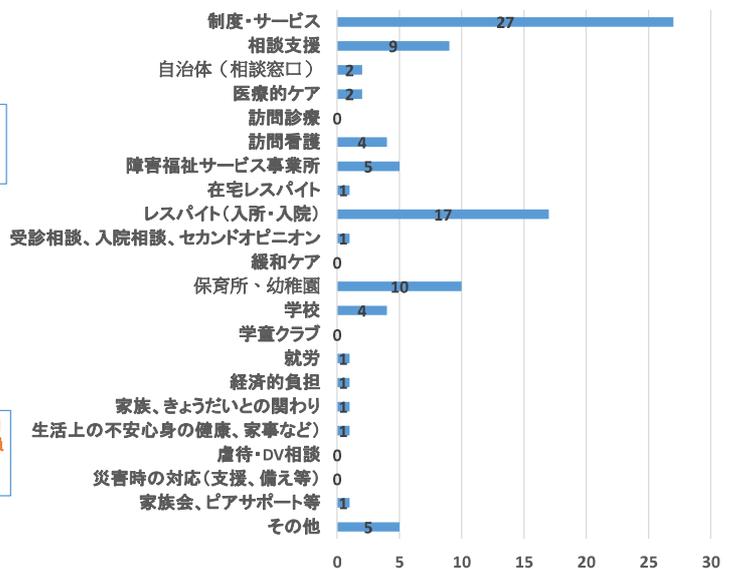
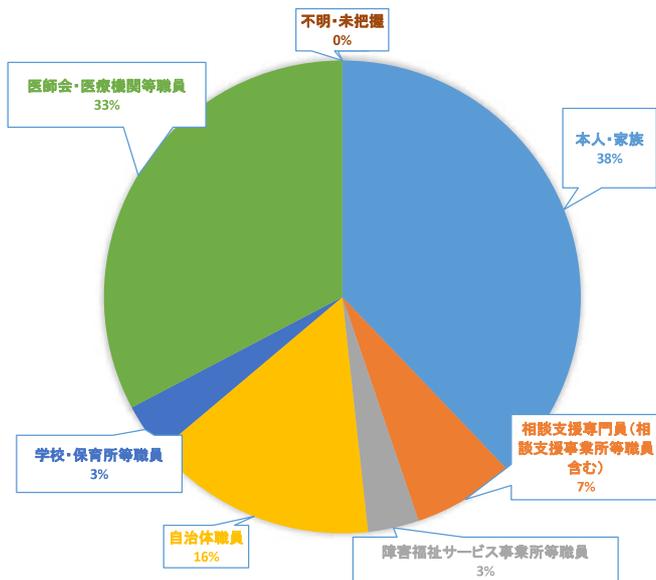
個別支援の受付状況（令和5年4月～9月）

個別支援とは・・・
対象児に対しての支援等

計 58 件

相談の内容（重複あり）

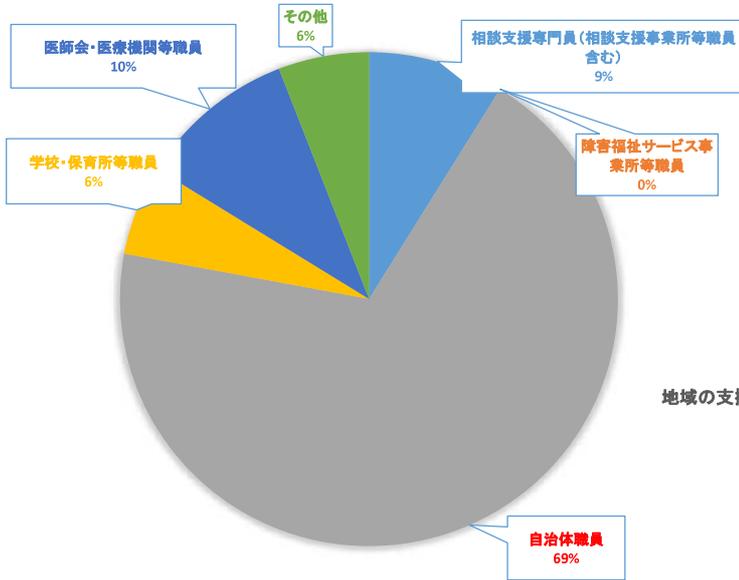
相談内容



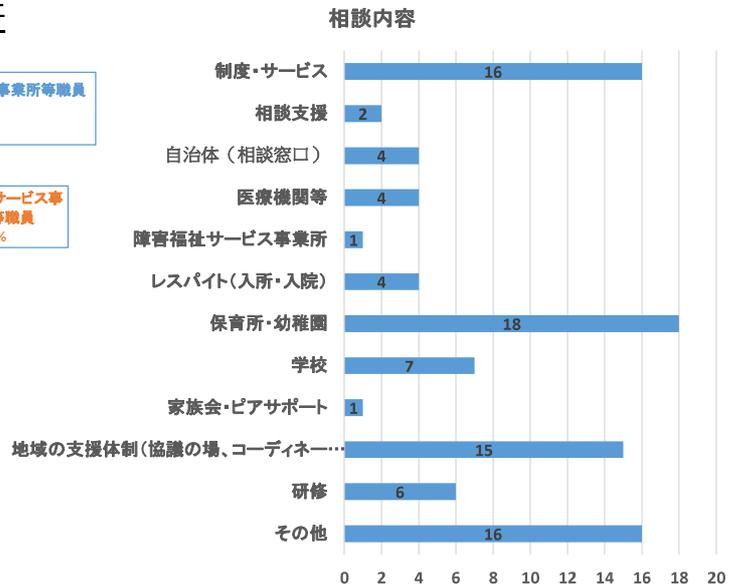
地域支援の受付状況（令和5年4月～9月）

地域支援・・・

地域の支援体制への支援等 計68件



相談の内容（重複あり）



他区の取り組みについて

①相談先の明確化

区内独自のポータルサイトやサポートブックを発行

②自治体内で相談窓口を設置

基幹相談支援センター(直営・委託)・保健センター・こども発達センター

相談窓口内に医療的ケア児等コーディネーターを配置

退院前からの関わり(民間だと報酬がつかないので取り組みづらい)→時期みて民間の相談支援事業所へつなぐことも

③庁内連携体制の構築

庁内関係課での情報共有の同意をもらい、部門を跨いだ個別ケースの検討や共有フォルダを作成

医療的ケア児等コーディネーター同士での連絡会を開催(自治体主催で民間CD含む)

④教育

学校に認定特定行為業務従事者を配置、拠点となる保育所の看護師が巡回

学校看護師(委託)

⑤学童クラブ

医療的ケア児の受け入れ(医療的ケアの内容により、看護師配置での対応か、委託の訪問看護ステーションで対応)

令和5年度第1回
江東区医療的ケア児支援連携会議
〈参考情報の提供〉

小・中学校等における 医療的ケア実施に関する直近の動向

東京都立墨東特別支援学校

〈文科省 学校における医療的ケア実施に関する検討会議委員〉

〈文科省 小学校等における医療的ケア実施支援資料編集協力者〉

田村康二郎

医療的ケアをめぐる教育界の最近の動き

令和5年4月1日 田村作成

時期	平成31年2月 (令和平成29年11月発足)	令和3年1月 (令和元年9月発足)	令和3年1月 (令和元年6月発足)	令和3年6月11日	令和3年6月30日
会議 通知 法令	文科省: 医療的ケア検討会 議のまとめ公表 3月末に全自治体 に通知	文科省: 特別支援教育 有識者会議報告 ⇒中教審に報告	文科省中教審 特別部会答申 「令和の日本型教育の 構築を目指して」 全ての児童達の可能性を 引き出す個別最適化した学 びと協働的な学びの実現	国会: 医療的ケア児 支援法成立 9月18日施行	文科省: 教育支援資料別冊 小学校等における 医療的ケア実施支援資料 全自治体・教委に通知
医療的 ケアに 関する 内 容	肢体校から +他種別特支校 +小中高校全校 保護者付添縮減 一律の対応不可 個別最大限対応	看護師の法位置付 医療的ケアの充実 ⇒中学校区に拠点校 校長指揮のチーム学校 看護師確保 環境整備	医療的ケアの充実 (有識者会議報告を包含)	医療的ケア児と その家族への包 括的支援 自治体に受入れ 等支援の責務を 明示	小中学校等と 全種別の特支校での 実施体制整備 定義 各医ケアの基礎知識 実施体制構築
都教委 の動き	H30 全校で専用車両運行、後、呼吸器管理モデル事業(保護者付添い縮減)、呼吸器利用児の専用通学車両乗車開始、シリンジ注入実施、入学時保護者付添い短縮化				

「最終まとめ」 = 注目すべきポイント =

- 特別支援学校（肢他）⇒ **小・中学校等を含むすべての学校**へ
- 学校での医ケアは⇒ **医ケア児の教育面・安全面で大きな意義**
- 保護者の付添い⇒ **真に必要と考えられる場合に限るよう努めるべき**
※やむを得ず付添協力を求める場合も代替案検討、付添等の理由や見通し説明
- **役割明示⇒教委 校長 担当 養護教諭 全教職員 看護師 指導医 主治医 保護者**
- 県教委⇒ガイドライン 運営協（医師・保護者も）で個別検討を（**一律×**）及び**区市教委と小・中支援**
- 学校配置型以外に、**教委直雇用（=学校派遣型）**や**医療機関等委託型**も可能
- 学校：実施要領の策定と医ケア安全委設置し、指導医の助言を。**看護師不安解消（チーム学校一員）**

3

「最終まとめ」のスピリット

- 基本的な考え方「**学校では医ケアは大きな教育的意義**」 **本人・周囲にとっても**
⇒各役割や関係・見通しを明示（例示：都教委作成リーフレット）
- 意識改革「**医ケアを行う・行わない**」から
⇒ **全校が校種に応じて「どのようにやるか」の時代へ**
- 学校での授業が可能なお子さんに
⇒ **一層の通学支援の検討工夫を**（例示：都の専用通学車両）
- 保護者の付添い
⇒ **付添い縮減へ最善を尽す「呼吸器も例外ではない」**

4

「有識者会議」 = 「中教審答申」 抜粋要約

医ケア児が安心して小学校等で学べ、保護者の安全・安心への理解が得られるように、校長指揮で担任・養護教諭・関係医師・看護師等によるチームを編成し、一丸となって実施体制を構築することが重要

状況を踏まえ、特別支援学校等の各校で行われている医ケアの重要な役割を担う、学校配置の看護師を法令上位置付ける検討

中学校区(小+中)に医ケア拠点校を設ける検討をすべき。
▶医ケアを要する子供の増加傾向を踏まえ、中学校区に医ケア実施拠点校を設けるなど、地域の小・中学校で医ケア児を受入れ・支える体制づくりの早急な検討が必要。

この1年間の動き

「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」成立(R3, 6)

障害のある子供の教育支援の手引
～子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実に向けて～資料(R3, 6)

<別冊>

小学校等における医療的ケア実施支援資料(R3, 6)



教育委員会の役割

- ▶ 医療的ケアに係るガイドライン等の策定
- ▶ 医療的ケア運営協議会の設置・運営
- ▶ 医療的ケアを実施する看護師等の確保（雇用や派遣委託）
- ▶ 医療的ケアを実施する教職員、雇用した看護師等の研修
- ▶ 学校医・医療的ケア指導医の委嘱
- ▶ ヒヤリ・ハット等の事例の蓄積及び分析
- ▶ 医療的ケア実施についての体制等について保護者や医療関係者等への周知
- ▶ 管理下の学校における医療的ケア実施体制説明資料（保護者用リーフレット、医療関係者用リーフレット）の作成と広報

校長・副校長等の役割

- ▶ 学校における医療的ケアの実施要領の策定
- ▶ 医療的ケア安全委員会の設置・運営
- ▶ 各教職員の役割分担の明確化
- ▶ 外部も含めた連携体制の構築・管理・運営
- ▶ 本人・保護者への説明
- ▶ 教育委員会への報告
- ▶ 学校に配置された看護師等・教職員等の服務監督
- ▶ 宿泊学習や課外活動等への参加の判断
- ▶ 緊急時の体制整備
- ▶ 看護師等の勤務管理

看護師の役割

- ▶ 医療的ケア児のアセスメント
- ▶ 医療的ケア児の健康管理
- ▶ 医療的ケアの実施
- ▶ 主治医、学校医、医療的ケア指導医等医療関係者との連絡・報告
- ▶ 教職員・保護者との情報共有
- ▶ 認定特定行為業務従事者である教職員への指導・助言
- ▶ 医療的ケアの記録・管理・報告
- ▶ 必要な医療器具・備品等の管理
- ▶ 指示書に基づく個別マニュアルの作成
- ▶ 緊急時のマニュアルの作成
- ▶ ヒヤリ・ハット等の事例の蓄積と予防対策
- ▶ 緊急時の対応

養護教諭の役割

(全教職員役割に加えて)

- ▶ 保健教育、保健管理等の中での支援
- ▶ 児童生徒等の健康状態の把握
- ▶ 医療的ケア実施に関わる環境整備
- ▶ 主治医、学校医、医療的ケア指導医等の医療関係者との連絡・報告
- ▶ 看護師等と教職員との連携支援
- ▶ 研修会の企画・運営への協力

全 教 職 員 の 役 割

- ▶ 医療的ケア児と学校における医療的ケアの教育的意義の理解
- ▶ 医療的ケアに必要な衛生環境理解
- ▶ 看護師等・認定特定行為業務従事者である教職員との情報共有
- ▶ ヒヤリ・ハット等の事例の蓄積と予防対策
- ▶ 緊急時のマニュアルの作成への協力
- ▶ 自立活動の指導等
- ▶ 緊急時の対応

教育委員会が委嘱した学校医 教育委員会が委嘱した医療的ケア指導医の役割

- ▶ 医療的ケアの実施要領や個別マニュアル等の確認
- ▶ 個々の実施に当たつての指導・助言
- ▶ 主治医との連携
- ▶ 巡回指導
- ▶ 緊急時に係る指導・助言
- ▶ 医療的ケアに関する研修
- ▶ 課外活動や宿泊学習等への参加判断に当たつての指導・助言

主治医の役割

- ▶ 本人や学校の状況を踏まえた書面による指示
- ▶ 緊急時に係る指導・助言
- ▶ 個別の手技に関する看護師等への指導
- ▶ 個別のマニュアル・緊急時マニュアルへの指導・助言・承認
- ▶ 学校への情報提供（教育委員会の委嘱した学校医・医療的ケア指導医との連携、看護師等や教職員との連携・面談、巡回指導など）
- ▶ 医療的ケアに関する研修
- ▶ 保護者への説明

保護者の役割

- ▶ 学校における医療的ケアの実施体制への理解と
医療的ケア児の健康状態の学校への報告など、責任を分担することの理解
- ▶ 学校との連携・協力
- ▶ 緊急時の連絡手段の確保
- ▶ 定期的な医療機関への受診（主治医からの適切な指示を仰ぐ）
- ▶ 健康状態の報告
- ▶ 医療的ケアに必要な医療器具等の準備（学校が用意するものを除く）
- ▶ 緊急時の対応
- ▶ 学校と主治医との連携体制の構築への協力

「小学校等における医療的ケア実施支援資料」から抜粋し要約

小学校等における医療的ケア実施支援資料

～医療的ケア児を安心・安全に受け入れるために～

第1編 医療的ケアの概要と実施者

第1章 医行為と医療的ケアとは

第2章 学校における医療的ケアの実施者

1 医師、看護師 2 介護福祉士他 3 本人、保護者

第2編 小学校等における受け入れ体制の構築

第1章 実施体制の整備

1 看護師等の配置、2 介護職員等の活用 3 教職員の役割

第2章 市町村教委等による総括的な管理体制の構築

1 医ケア運営協議会の設置等

2 医ケアや在宅医療に知見のある医師の委嘱

3 小学校等で医ケアに対応する看護師等の育成・研修 4 早期支援

第3章 小学校等における組織的な実施体制の構築

1 医ケア安全委員会の設置等 2 関係者の役割分担 3 その他

【目次】

小学校等における 医療的ケア実施支援資料

～医療的ケア児を安心・安全に受け入れるために～

令和3年6月

文部科学省初等中等教育局特別支援教育課

「小学校等における医療的ケア実施支援資料」から抜粋し要約

小学校等における医療的ケア実施支援資料

～医療的ケア児を安心・安全に受け入れるために～ 目次2

第3編 医療的ケアの状態等に応じた対応

注釈 以下の各章は以下の構成校正

- ・ 医ケアの種別の説明
- ・ 教職員が教育活動を行うに当たって留意すること
- ・ 看護師等が医療的ケアを行うに当たって留意すること

第1章 喀痰吸引

第2章 人工呼吸器による呼吸管理（酸素療法を含む）

第3章 気管切開部の管理

第4章 経管栄養

第5章 導尿

第6章 人工肛門（ストーマ）の管理

第7章 血糖値測定・インスリン注射

【目次】

小学校等における 医療的ケア実施支援資料

～医療的ケア児を安心・安全に受け入れるために～

令和3年6月

文部科学省初等中等教育局特別支援教育課

小・中学校で医療的ケアを行う 看護師さんたちへのエールを

- ◆勤務中はチーム学校の一員（教育職員≡広い意味では皆 センセイ）
- ◆学校内の事の責任者は校長（代理：副校長、補佐：教職員）です。
チーム学校内での報告・連絡・相談が基本です。
- ◆特別支援学校（肢）≠ 区内小・中学校の医療的ケア
範囲や方法は同じではありません。学校種に応じた方法を。
- ◆区内小・中学校で医ケアを実施する看護師の皆さんは
憲法の「教育を受ける権利」を支える**誇りある専門スタッフ**です。

⇒子供が健やかに授業を受けられるようにと願って
ともに歩んでいきましょう！

Let's together!



令和 5 年 10 月 18 日
障 害 者 支 援 課

令和 5 年度 障害者支援課の取り組み

1. 令和 5 年度当初予算の実施状況

(1) 医療的ケア児支援ガイドブック

- ・発行時期：令和 5 年 12 月上旬
- ・発行部数：2,000 部（A5 サイズ 48 ページ）
- ・配布場所：区役所・出張所・保健相談所・図書館、病院や児童通所施設

(2) 医療的ケア児受け入れ拡大のための講演会

① 第 1 回：9 月 20 日開催

テーマ：『医療的ケア児と医療的ケア児支援法』

～医療的ケア児支援に係る現状や課題について～

講師：前田 浩利（医療法人財団はるたか会）

参加人数：会場参加 61 名、オンライン参加 39 名

② 第 2 回：未定

2. 令和 5 年度補正予算について

(1) 在宅レスパイト支援事業

- ・年間利用上限時間数を 96 時間から 144 時間に引き上げ

(2) 医療的ケア児等コーディネーター活動報酬

- ・医療的ケア児等にかかる計画策定前の業務に対する報酬の支払い

① 報酬上限額：@4,000 円×8 時間=32,000 円(医療的ケア児 1 人あたり)

② 支払方法：事業所からの実績報告書に基づき、随時支払い（予定）

令和5年10月18日

江東区医療的ケア児支援連携会議資料

こども未来部
保育計画課・保育課

区内保育所等における医療的ケア児受入れ状況について

1 こども未来部での取組状況

年度	取組状況
令和3年度	<ul style="list-style-type: none"> 医療的ケア児受入れ検討会発足 保育所等での医療的ケア児の受け入れ検討
令和4年度	<ul style="list-style-type: none"> 令和5年度4月入所対象児童の面接及び入所検討会開催 公立保育園の施設長・看護師を対象とした医療的ケアについての研修依頼
令和5年度～	<ul style="list-style-type: none"> 保育所等での医療的ケア児受入れ開始 区立保育所の医療的ケア児に対する看護師の派遣 私立保育所の医療的ケア児に対する補助金制度 保育従事者向け研修の開催検討 医療的ケア児受入れ後の巡回訪問

2 区内保育所等における医療的ケア児の現状及び取組状況

令和5年10月1日現在

医療的ケアの内容	人数	実施状況
胃瘻	1人	栄養補助食品の摂取、看護師による見守り
導尿	1人	看護師による導尿と排便の促し、看護師による見守り
血糖値管理	1人	看護師による血糖値管理と見守り

※令和5年4月時点での医療的ケア児受入れは、経管栄養（経鼻）2名であったが、内1名は9月に胃瘻となり、外1名は医療的ケアが不要となった。

※導尿、血糖値管理の児童は、どちらも在籍中に令和5年6月から医療的ケアが必要となった。

3 保育所等における医療的ケア児受入れの課題

【事務局】

- (1) 医療的ケア児受入れについて保育所等の理解促進
- (2) 関係各部、課との連携
- (3) 医師会等関係機関との連携

【保育所等】

- (1) 環境整備（人員確保・育成等）
- (2) 保護者との連携（情報共有・緊急時の対応等）

令和 5 年 1 0 月 1 8 日

江東区医療的ケア児支援連携会議資料

江東区教育委員会事務局
教 育 支 援 課

区立小中学校における医療的ケア児への支援状況等について

1. 教育委員会事務局での取組状況

年度	取組状況
R5 年度～	<ul style="list-style-type: none"> ・「江東区立幼稚園・小中学校 医療的ケアガイドライン」および「江東区医療的ケア実施要項」の見直し策定 ・区立幼稚園・江東きつずクラブでの医療的ケア児受け入れ態勢の整備 ・「医療的ケア児等に関する要支援児童・生徒数調査」の実施 ・就学相談の申し込みと並行して、必要に応じて園等の事前訪問による実態把握を実施 ・「医療的ケアの内容の高度化による医師による巡回訪問指導等の導入」に向けて関係機関との連携を継続

2. 区立学校における医療的ケア児の現状および取組状況

医ケアの内容	人数	実施状況
吸引・導尿・インスリン注射	20人 (R3は6名)	看護師による処置、週1～数回の訪問、不定期巡回など児童・生徒の状態により対応

連携機関：療育機関・各園・特別支援学校・医療機関・訪問看護ステーション・民間事業者・関係部署など

3. 教育委員会事務局における現状の課題

【教育委員会事務局】

- (1) 医療的ケア児の増加、支援内容の高度化などに対する支援体制の強化
- (2) 医療的ケアの自立（自己による医ケアの実施）に向けた支援
- (3) その他 学校支援等

令和5年10月18日
障害者支援課

令和6年度に向けた検討

1. 背景

医療的ケア児の保護者アンケートにおける当事者ニーズや地域自立支援協議会児童部会の意見として、情報交換が図れる家族交流会の開催が求められている

2. 先進事例の視察報告

- ・主 催：香川県医療的ケア児支援センター【在宅療養ネットワーク】
- ・開催内容：災害対策に関する講演及びグループワーク（別紙1）
- ・会 場：讃岐おもちゃ美術館【運営 NPO 法人わははネット】（別紙2）
- ・参加者数：15 家族（医ケア児 10 名・保護者 24 名・きょうだい児 13 名）
- ・支援者数：29 名（ボランティア、センター職員、NPO 法人職員、行政職員）
- ・実施効果：当事者家族の孤立防止・育児不安の軽減、外出機会の提供、
新たな体験機会の創出、地域の支援者とのつながり

3. 家族交流会実施にあたっての課題

（1）安全性の確保

- ・医療的ケア児の安全ときょうだい児を見守ることのできる会場の確保
- ・休日開催時の支援サービスの利用
- ・看護師等のボランティアの確保

（2）自主的なネットワークの構築

- ・グループワークにおけるファシリテーターの確保
- ・既存ネットワークとの連携

（3）参加意欲の醸成

- ・開催日時や周知方法
- ・体験格差の解消

令和5年度 医療的ケア児等家族交流会

備えあれば 憂いなし 作戦会議

医療的ケア児の災害時



香川県医療的ケア児等支援センター
「ソダテル」

今回のテーマは医療的ケア児の災害時の対策です。
医療に携わる先生方にお話をうかがい、
災害時の不安が少なくなるようにみんなでものを考えましょう。

プログラム

開会のあいさつ
14:00 対談
14:40 休憩
15:00 質問・交流会
16:00 閉会のあいさつ

対談

テーマ

14:00-14:40

「医療的ケア児の災害対策について」

山根誉与氏

IT企業のインハウスデザイナー



土畠智幸氏

医療法人稲生会 生涯医療クリニックさっぽろ
理事長

質問・交流会

15:00-16:00

土畠先生と山根さん（電動車いす・夜間人工呼吸器使用）にも引き続きご参加いただき、
参加者のみなさんとともに、質問や経験談をまじえてコミュニケーションを。

日時

2023 5/27(土)

14:00~16:00 (13:30 受付開始)

会場

讃岐おもちゃ美術館

高松市大工町 8-1 丸亀町くるりん駐車場 1F

- 対象 県内の医療的ケア児等とその家族
- 参加費 無料
- 定員 医療的ケア児をもつ家族 15組程度
※ご家族でご参加いただけます。
※定員を超えた場合参加を制限させていただく場合もあります。

きょうだい児さんは
学芸員と遊ぼう!



参加ご希望の方は申込フォームからご予約ください

締切 5月17日(水)

申込フォームへ▶

<https://forms.gle/cWppQkBhwEuzot7m7>



「ソダテル」ホームページ内の

【お知らせ】からもお申込みできます▶ <https://raiseup.or.jp/>

今回ご協力頂いた
讃岐おもちゃ美術館は
昨年オープンしたばかり。
木の優しい雰囲気
にあふれています。



※マスク着用、検温、手指の消毒にご協力をお願いします。

〈主催 お問合せ〉 香川県医療的ケア児等支援センター「ソダテル」事務局

TEL:087-813-0782 メール:info@raiseup.or.jp

令和5年度 医療的ケア児等の支援にかかわる講演会

～垣根を超えた インタラクティブアプローチ～



医療的ケア児等を支援しているみなさまへ

インタラクティブアプローチとは、「双方向の働きかけ」「継ぎ目のない連携」などを意味します。
家庭、医療機関、自治体等の連携で、医療的ケアを必要とする子どもの成長に様々な可能性が見えてきます。

プログラム

17:00 開会のあいさつ

17:05 日下先生の講演

講演(30分)
質疑応答(5分)

土島先生の講演

講演(50分)
質疑応答(10分)

18:50 閉会のあいさつ

講演

「医療的ケアを必要とする児の疾患の基本的理解」



【講師】 日下 隆 先生

香川大学医学部附属病院 小児科 教授

「医療的ケア児支援の『垣根』を超える 北海道における実践から」



【講師】 土島 智幸 先生

医療法人稲生会 生涯医療クリニックさっぽろ 理事長

日時

2023 5/27(土)

17:00～19:00 (16:40 受付開始)

会場

讃岐おもちゃ美術館

高松市大工町8-1 丸亀町くるりん駐車場1F

- 対象 医療的ケア児等の支援を担っている方
(医師、病棟看護師、訪問看護師、地域連携室等)
医療的ケア児等コーディネーターをお持ちの方
医療、福祉、教育、保育等分野で従事している方

- 参加費 無料

- 定員 30名 ※定員を超えた場合参加を制限させていただきます
場合もあります。

参加ご希望の方は申込フォームからご予約ください

締切 5月17日(水)

申込フォームへ▶

<https://forms.gle/js18RPzkWSpgL7nU8>



「ソダテル」ホームページ内の

【お知らせ】からもお申込みできます▶ <https://raiseup.or.jp/>

讃岐おもちゃ美術館 協力



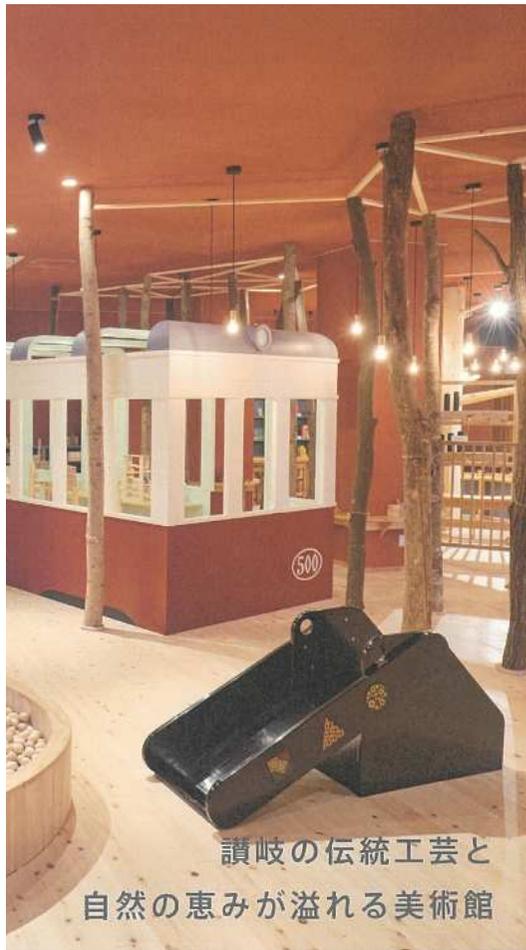
今回ご協力を頂いた
讃岐おもちゃ美術館は
昨年オープンしたばかり。
木の優しい雰囲気
にあふれています。



※マスク着用、検温、手指の消毒にご協力をお願いします。

〈主催 お問合せ〉 香川県医療的ケア児等支援センター「ソダテル」事務局

TEL:087-813-0782 メール:info@raiseup.or.jp



讃岐の伝統工芸と
自然の恵みが溢れる美術館

【開館時間】
10:00～16:00 (最終入館: 15:30)

【休館日】
毎週木曜日
※木曜日が祝日の場合は開館。翌日振替休館あり
※2・9月にメンテナンス休館日、年末年始休館あり

入館料	料金
おとな(中学生以上)	900円
こども(6ヶ月～小学生)	700円
半年パスポート ※平日限定、半年期限	料金
おとな(中学生以上)	3,500円
こども(6ヶ月～小学生)	2,500円

※小学生以下のお子様は、大人の方と一緒にご入館ください。
※障がい者手帳をお持ちの方は本人のみ無料になります。



讃岐おもちゃ美術館 丸亀町くるりん駐車場 1F

 讃岐おもちゃ美術館
SANUKI TOY MUSEUM

高松市大工町8-1 丸亀町くるりん駐車場 1F
TEL :087-884-7171 FAX :087-884-7172
mail:stm-info@npo-wahaha.net
HP :http://sanuki-toymuseum.com

讃岐おもちゃ美術館 検索



 讃岐おもちゃ美術館 ×  東京おもちゃ美術館
SANUKI TOY MUSEUM TOKYO TOY MUSEUM

当館は、東京おもちゃ美術館の総合監修の下、認定NPO法人わははネットが設立・運営を担います。両館は「姉妹おもちゃ美術館協定」に基づき、双方の連携のもと、木育の普及および多世代交流、地域活性化などを目的とする社会貢献型の美術館です。



讃岐おもちゃ美術館



 讃岐おもちゃ美術館
SANUKI TOY MUSEUM

高松丸亀町商店街に新しくできた「丸亀町くるりん駐車場」の1F全フロアに「讃岐おもちゃ美術館」が開館いたします。

多世代に向けて豊かな出会いと様々な体験ができる木育施設であり、数々のグッドトイ、香川の伝統工芸を使った遊具など初めての出会いと体験が待っています。地域の魅力を伝え、地域みんなの子育て拠点である讃岐おもちゃ美術館をお楽しみください。



■メインエントランス

メインエントランスは12体の張り子虎・組手ゲートに讃岐折提灯の灯り、足元は庵治石や由良石や装飾瓦、そして両脇には姉妹都市秋田県由利本荘市のうろこ壁と数々の伝統工芸や讃岐自慢でお出迎え。



■グッド・トイレんらくせん

「グッド・トイ」とは、遊びのスペシャリストの投票で決まるおもちゃの賞制度です。瀬戸内の島々をつなぐ連絡船をモチーフにした空間に、国内外の様々なおもちゃやボードゲームを取り揃えました。子どもから大人まで幅広い世代と一緒に遊ぶことができます。お気に入りのおもちゃがきっとみつかります。



■赤ちゃん木育ひろば

0~2歳と保護者専用の木育(もくいく)ひろばです。温かみのあるスギの床の上で、ハイハイしたり寝転んだり、木のぬくもりを全身で感じながら成長にあわせた遊びを楽しむことができます。飯野山を模したお山や庵治石でつくられたゆりかごなど、赤ちゃんと一緒に保護者の方も讃岐の自然の恵みを感じながらゆったり過ごしてください。



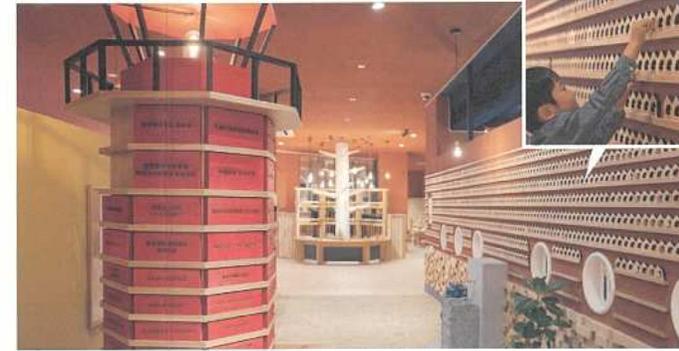
■さめぎのもりひろば

樹齢58年のまんのう町産ヒノキのシンボルツリーや、東かがわ市五名地区の数々の雑木のひつつきむしのもり、小豆島のオリーブを使った積み木ひろばなど、まるで森の中のような空間。香川漆芸3技法を盛り込んだ漆すべり台やレトロな“ことでん”、県産ヒノキのたまごプールも楽しめます。



■さめぎごっこひろば

うどん屋さんごっこ、讃岐の野菜・果物が収穫できるごっこあそびなど、讃岐らしさを散りばめたごっこ遊びのコーナーです。小豆島の醤油蔵で作られた木桶のなかでお茶遊び、優しい風合いの手まりで創る盆栽のおもちゃ、和三盆の壁面遊びなど、遊びを通して、讃岐の文化にたくさん触れてみてください。



■サポーターズボード

讃岐おもちゃ美術館は、多くの方からのご支援に支えられています。クラウドファンディングで支援いただいた「一口館長」のお名前を刻印した積み木や、ご協力いただいた企業のお名前を掲示した「赤灯台」せとしるべ”、製作にご協力いただいた方々のお名前を掲示した「サンクスボード」が並びます。

●ベビーカー置き場：駐車場棟2階のエレベーターホール ●トイレ：メインエントランス横(多目的トイレ内にベビーカーあり) ●授乳室・おむつ替え室：赤ちゃん木育ひろば内

■ミュージアムショップ&カフェエリア

讃岐の伝統工芸品を取りそえたミュージアムショップ、讃岐の食材を活かしたメニューを楽しめるミュージアムカフェがございます。

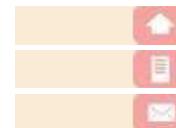
運営団体：株式会社tao.



館内の「讃岐らしさ」を探してみよう!



医療的ケア児等コーディネーター支援協会


[協会について](#) [市区町村長ネットワーク](#) [協会イベントのご案内](#) [研修案内](#) [活動報告](#) [入会について](#)
[マイページ](#) [よくあるご質問](#)

市区町村長ネットワーク

[HOME](#) > [市区町村長ネットワーク](#)

発起人よりご挨拶

医療の発達に伴い、出生時のダメージを負った子どもたちもの多くの命が救われ、出生後に医療的ケアを受けながら在宅生活を送る子供たちや生涯を通じて医療的ケアを必要とする方々が増加しています。こうした中、国でも医療的ケア児法が制定され支援措置が動き始めていますが、その支援の実際としては課題が積っており、法制定のみで実際の必要な支援体制が整ったとは言えない状態です。

この法の目的を実現し、医療的ケア児者とその家族の支援を充実させていくためには、医療的ケア児者の生活現場に密着した市区町村が主体的・積極的に動く必要があります。そして、そのためには、医療的ケア児者支援への予算配分や職員配置等市区町村長の理解と決断が不可欠です。

そこで、医療的ケア児者支援に想いをもつ全国の市区町村長によるネットワークをつくることといたしました。ぜひ趣旨にご賛同いただき、互いに学びあい、国へも現場の声を伝えるなどの行動も進めしながら、医療的ケア児者の幸せのためにご参加くださいますよう、よろしくお願いいたします。

発起人代表
岐阜県飛騨市長 都竹淳也



発起人（順不同）

山形県南陽市長	白岩 孝夫	岐阜県岐阜市長	柴橋 正直
大阪府豊中市市長	長内 繁樹	大阪府大東市長	東坂 浩一
岡山県総社市長	片岡 聡一	福岡県古賀市長	田辺 一城
佐賀県武雄市長	小松 政	大阪府東大阪市長	野田 義和
東京都世田谷区長	保坂 展人	愛媛県八幡浜市長	大城 一郎
北海道札幌市長	秋元 克広	東京都江東区長	木村 弥生

医療的ケア児者を応援する市区町村長ネットワーク会員募集



医療的ケア児者支援の充実に意欲を持つ全国の市区町村長の皆様を会員として募集します

医療的ケア児者が安心して夢や希望を持って暮らせる国や地域をつくるため、現場の最先端にいる市
 村長同士、思いを強く持ち、共に手を携えて動きませんか。

医療の発達に伴い、出生時のダメージを負った子どもたちの多くの命が救われ、出生後に医療的ケアを受けながら在宅生活を送る子供たちや生涯を通じて医療的ケアを必要とする方々が増加しています。こうした中、国でも医療的ケア児法が制定され支援措置が動き始めていますが、その支援の実際としては課題が山積しており、法制定のみで実際の必要な支援体制が整ったとは言えない状態です。

この法の実現し、医療的ケア児者とその家族の支援を充実させていくためには、医療的ケア児者の生活現場に密着した市区町村が主体的・積極的に動く必要があります。そして、そのためには、医療的ケア児者支援への予算配分や職員配置等市区町村長の理解と決断が不可欠です。

そこで、医療的ケア児者支援に想いをもつ全国の市区町村長によるネットワークをつくることといたしました。ぜひ趣旨にご賛同いただき、互いに学びあい、国へも現場の声を伝えるなどの行動も進めながら、医療的ケア児者の幸せのためにご参加くださいますよう、よろしくお願いいたします。

予定している活動

■ 総会、勉強会の開催

- 医療的ケア児者を取り巻く現場の実情共有
- 国からの支援制度の概要、予算措置等の状況聴取
- 先進的な自治体取組事例の事例共有
- ・ 定時総会のほかに、年に1回程度、東京都内で先進自治体の事例発表やこども家庭庁の説明などを含めた会を開催する。
- ・ 総会では、医療的ケア児支援法成立に関わった国会議員等を来賓で招くなどして、支援をいただける方を広げる場とする。

■ 要望活動

- 国に対する要望活動（会員自治体の声を国へ届けます。）